

内閣府、総務省、法務省、
○財務省、厚生労働省、農林水産省、令第二号
経済産業省、国土交通省

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十七号）の一部の施行に伴い、並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第八条第三項及び第十一条第四号、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第十六条第一項、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第六十四号）附則第二条第二項、第三条第二項及び第四条第二項並びに情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信技術の活用に関する規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

法務大臣 小泉 龍司

財務大臣 鈴木 俊一

厚生労働大臣 武見 敬三

農林水産大臣 坂本 哲志

経済産業大臣 齋藤 健

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信技術の活用に関する規則の一部を改正する命令

（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(法第八条第三項に規定する主務省令で定める項目) 第二十六条 法第八条第三項に規定する主務省令で定める項目は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める項目とする。 一 法第二条第二項第一号から第四十四号までに掲げる特定事業者 次に掲げる項目 イ 法第八条第一項の取引の態様と特定事業者が他の顧客等との間で通常行う特定業務に係る取引の態様との比較 ロ 法第八条第一項の取引の態様と特定事業者が当該顧客等との間で行った他の特定業務に係る取引の態様との比較 ハ 法第八条第一項の取引の態様と当該取引に係る取引時確認の結果その他特定事業者が当該取引時確認の結果に関して有する情報との整合性 二 法第二条第二項第四十七号から第四十九号までに掲げる特定事業者 次に掲げる項目 イ 法第八条第二項の特定受任行為の代理等の態様と特定事業者が他の顧客等のために通常行う特定受任行為の代理等の態様との比較 ロ 法第八条第二項の特定受任行為の代理等の態様と特定事業者が当該顧客等のために行った他の特定受任行為の代理等の態様との比較	(法第八条第二項に規定する主務省令で定める項目) 第二十六条 法第八条第二項に規定する主務省令で定める項目は、次の各号に掲げる項目とする。 一 法第八条第一項の取引の態様と特定事業者が他の顧客等との間で通常行う特定業務に係る取引の態様との比較 二 法第八条第一項の取引の態様と特定事業者が当該顧客等との間で行った他の特定業務に係る取引の態様との比較 三 法第八条第一項の取引の態様と当該取引に係る取引時確認の結果その他特定事業者が当該取引時確認の結果に関して有する情報との整合性

ハ 法第八条第二項の特定受任行為の代理等の態様と当該特定受任行為の代理等に係る取引に係る取引時確認の結果その他特定事業者が当該取引時確認の結果に関して有する情報との整合性

(法第八条第三項に規定する主務省令で定める方法)

第二十七条 法第八条第三項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 法第二条第二項第一号から第四十四号までに掲げる特定事業者 次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める方法

イ 特定業務に係る取引（ロ及びハに掲げる取引を除く。）

前条第一号に規定する項目に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法

ロ 既に確認記録又は法第七条第一項に規定する記録（以下ロにおいて「取引記録」という。）を作成し、及び保存している顧客等（ハにおいて「既存顧客」という。）との間で行った特定業務に係る取引（ハに掲げる取引を除く。） 当該顧客等の確認記録、当該顧客等に係る取引記録、第三十二条第一項第二号及び第三号に掲げる措置により得た情報その他の当該取引に関する情報を精査し、かつ、前条第一号に規定する項目に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法

(法第八条第二項に規定する主務省令で定める方法)

第二十七条 法第八条第二項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 特定業務に係る取引（次号及び第三号に掲げる取引を除く。）

前条に規定する項目に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法

二 既に確認記録又は法第七条第一項に規定する記録（以下この号において「取引記録」という。）を作成し、及び保存している顧客等（次号において「既存顧客」という。）との間で行った特定業務に係る取引（同号に掲げる取引を除く。） 当該顧客等の確認記録、当該顧客等に係る取引記録、第三十二条第一項第二号及び第三号に掲げる措置により得た情報その他の当該取引に関する情報を精査し、かつ、前条に規定する項目に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法

三 特定業務に係る取引のうち、法第四条第二項前段に規定するもの若しくは第五条に規定するもの又はこれら以外のもので法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書（以下単に「犯罪収益移転危険度調査書」という。）において犯罪による

ハ 特定業務に係る取引のうち、法第四条第二項前段に規定するもの若しくは第五条に規定するもの又はこれら以外のもの
で法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書（以下単に「犯罪収益移転危険度調査書」という。）において犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備の状況から注意を要するとされた国若しくは地域に居住し若しくは所在する顧客等との間で行うものその他の犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して犯罪による収益の移転の危険性の程度が高いと認められるもの イに定める方法（既存顧客との間で行った取引にあつては、ロに定める方法）及び顧客等又は代表者等に対する質問その他の当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認するために必要な調査を行った上で、法第十一条第三号の規定により選任した者又はこれに相当する者に当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認させる方法

二 法第二条第二項第四十七号から第四十九号までに掲げる特定事業者 次のイからハまでに掲げる特定受任行為の代理等の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める方法

イ 特定受任行為の代理等（ロ及びハに掲げる特定受任行為の代理等を除く。） 前条第二号に規定する項目に従つて当該特定受任行為の代理等に疑わしい点があるかどうかを確認する方法

ロ 既に確認記録又は法第七条第二項に規定する記録（以下ロにおいて「特定代理等記録」という。）を作成し、及び保存している顧客等（ハにおいて「既存顧客」という。）のため

収益の移転防止に関する制度の整備の状況から注意を要するとされた国若しくは地域に居住し若しくは所在する顧客等との間で行うものその他の犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して犯罪による収益の移転の危険性の程度が高いと認められるもの 第一号に定める方法（既存顧客との間で行った取引にあつては、前号に定める方法）及び顧客等又は代表者等に対する質問その他の当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認するために必要な調査を行った上で、法第十一条第三号の規定により選任した者又はこれに相当する者に当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認させる方法

に行つた特定受任行為の代理等（ハに掲げる特定受任行為の代理等を除く。） 当該顧客等の確認記録、当該顧客等に係る特定代理等記録、第三十二条第一項第二号及び第三号に掲げる措置により得た情報その他の当該特定受任行為の代理等に関する情報を精査し、かつ、前条第二号に規定する項目に従つて当該特定受任行為の代理等に疑わしい点があるかどうかを確認する方法

ハ 特定受任行為の代理等のうち、当該特定受任行為の代理等に係る取引が法第四条第二項前段に規定するもの若しくは第五条に規定するもの又はこれら以外のもので犯罪収益移転危険度調査書において犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備の状況から注意を要するとされた国若しくは地域に居住し若しくは所在する顧客等との間で行うものその他の犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して犯罪による収益の移転の危険性の程度が高いと認められるもの イに定める方法（既存顧客のために行つた特定受任行為の代理等にあつては、ロに定める方法）及び顧客等又は代表者等に対する質問その他の当該特定受任行為の代理等に疑わしい点があるかどうかを確認するために必要な調査を行つた上で、法第十一条第三号の規定により選任した者又はこれに相当する者に当該特定受任行為の代理等に疑わしい点があるかどうかを確認させる方法

2 法第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者に対する前項第一号ハの規定の適用については、同号ハ中「法第十一条第三号の

2 法第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者に対する前項第三号の規定の適用については、同号中「法第十一条第三号の規定

規定により選任した者又はこれに相当する者」とあるのは、「特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第百三条第一項第二号の規定により選任した統括管理する者」とする。

（取引時確認等を的確に行うための措置）

第三十二条 法第十一条第四号に規定する主務省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。

一 自らが行う取引又は特定受任行為の代理等（新たな技術を活用して行うものその他新たな態様によるものを含む。）について調査し、及び分析し、並びに当該取引又は特定受任行為の代理等による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（以下この項において「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、必要に応じて、見直しを行い、必要な変更を加えること。

〔二・三 略〕

四 顧客等との取引又は顧客等のために行う特定受任行為の代理等が第二十七条第一項第一号ハに規定する取引又は同項第二号ハに規定する特定受任行為の代理等に該当する場合には、当該取引又は特定受任行為の代理等を行うに際して、当該取引又は特定受任行為の代理等の任に当たっている職員に当該取引又は特定受任行為の代理等を行うことについて法第十一条第三号の規定により選任した者の承認を受けさせること。

五 前号に規定する取引又は特定受任行為の代理等について、第

により選任した者又はこれに相当する者」とあるのは、「特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第百三条第一項第二号の規定により選任した統括管理する者」とする。

（取引時確認等を的確に行うための措置）

第三十二条 法第十一条第四号に規定する主務省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。

一 自らが行う取引（新たな技術を活用して行う取引その他新たな態様による取引を含む。）について調査し、及び分析し、並びに当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（以下この項において「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、必要に応じて、見直しを行い、必要な変更を加えること。

〔二・三 同上〕

四 顧客等との取引が第二十七条第一項第三号に規定する取引に該当する場合には、当該取引を行うに際して、当該取引の任に当たっている職員に当該取引を行うことについて法第十一条第三号の規定により選任した者の承認を受けさせること。

五 前号に規定する取引について、第二号に規定するところによ

二号に規定するところにより情報の収集、整理及び分析を行ったときは、その結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、確認記録又は取引記録等と共に保存すること。

「六・七 略」

「2／8 略」

別記様式第1号 (第25条関係)

年 月 日

般 事業者名
代表者名

疑わしい取引の届出について

犯罪による収益の移転防止に関する法律(第8条第1項・第8条第2項)の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

		金融関連番号(法人のみ)			
届出特定事業者					
届出番号	(年) 一 (番号)		設置者・営業所・代理店等名称		
役職			担当署名		
本店・予・所在地					
営業所・代理店等予・所在地					
電話番号			内線番号		
顧客等に関する情報					
フリガナ					
氏名(法人名)					
フリガナ					
通称・異名等					
個人・法人の別	生年月日(設立日)				性別
国籍			在留資格		
電話番号					
電子メール					
アドレス等					
予・住所(所在地)					
ビル名等					
顧客(事業内容)					
顧客先名(その他の連絡先)			顧客先の事業内容		
予・住所(所在地)					
ビル名等					
届出理由					
ガイドライン番号				検査機関等からの照会の有無	
備考					

り情報の収集、整理及び分析を行ったときは、その結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、確認記録又は取引記録等と共に保存すること。

「六・七 同上」

「2／8 同上」

別記様式第1号 (第25条関係)

年 月 日

般 事業者名
代表者名

疑わしい取引の届出について

犯罪による収益の移転防止に関する法律第8条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

		金融関連番号(法人のみ)			
届出特定事業者					
届出番号	(年) 一 (番号)		設置者・営業所・代理店等名称		
役職			担当署名		
本店・予・所在地					
営業所・代理店等予・所在地					
電話番号			内線番号		
顧客等に関する情報					
フリガナ					
氏名(法人名)					
フリガナ					
通称・異名等					
個人・法人の別	生年月日(設立日)				性別
国籍			在留資格		
電話番号					
電子メール					
アドレス等					
予・住所(所在地)					
ビル名等					
顧客(事業内容)					
顧客先名(その他の連絡先)			顧客先の事業内容		
予・住所(所在地)					
ビル名等					
届出理由					
ガイドライン番号				検査機関等からの照会の有無	
備考					

別記様式第3号 (第25条関係)

取引等に関する事項				
継続的取引関係に関する事項				
継続的取引関係の有無の別		営業所・代理店等名称		
営業所・代理店等 〒所在地				
取引(口座等)種類又は口座		顧客(口座等)番号		
開始年月日		取引の申込み方法		
取引を行う目的				
疑わしい取引に関する事項				
重要取引				
当該取引の成立・未成立の別				
当該取引年月日				
当該取引の取扱店	特定事業者名称			
	営業所・販売店等名称			
当該取引に関する情報	営業所・販売店等 〒所在地			
	取引形態			
	業務内容			
	取引を行う目的及び特定地位(当該代理店に係る行為又は主たる目的)			
	決済方法			
	金額			
	通貨単位			
	両替後の通貨単位			
	手形・証券、金地金等の動産の種類			
	手形・証券、金地金等の動産の数量			
	不動産の種類			
	不動産の地番			
	その他(登録簿、記録簿)			
	預貯金口座・クレジットカード等を利用していた場合	個人・法人の別		
		フリガナ		
(親)仕向先の氏名(法人名)				
銀行、クレジットカード会社等の種類				
銀行、クレジットカード会社等の名称				
営業所・代理店等名称				
口座・クレジットカード等種類				
口座・クレジットカード等番号				
送金先(元)関係				
当該取引の際に使用した通称・異名等				
備考				

- 備考 1 届出書は、顧客等ごとに作成すること。ただし、預貯金口座等の継続的取引関係に係る名義を複数有している顧客等については、取引名義ごとに作成すること。
- 2 別記様式第2号に取引時確認に関する事項及び別記様式第3号に取引等に関する事項を記入して添付すること。取引時確認に関する事項については、本届出書を提出する際に確認している事項を記入すること。
- 3 全て西暦で記入すること。
- 4 「届出番号」の届出年は、届出年月日の届出年と一致させ、歴年で記入すること。また、届出番号は、毎年1月1日以降の最初のものを「1」とすること。
- 5 漢字表記の氏名(外国人の氏名を含む。)は、姓と名との間に間隔を置くこと。
- 6 外国人の氏名は、原則としてアルファベット表記で記入すること。アルファベット表記のほかに漢字表記もある場合は、アルファベット表記を「氏名(法人名)」に、漢字表記を「通称・異名等」に記入すること。この場合において、アルファベット表記は該当する漢字のまともりごとに間隔を置いて記入すること。
- 7 勤務先、性別、国籍、在留資格その他の事項については、取引の申込書の記載、本人確認書類の写し、窓口担当者からの聴取等を参考として、可能な限り記入すること。
- 8 「電話番号」は、住居、携帯電話、事務所等複数の連絡先がある場合には、全て記入すること。
- 9 「電子メールアドレス等」は、電子メールアドレスその他インターネット等を利用した連絡先に係る事項を記入すること。
- 10 「届出理由」欄は、取引の状況、顧客等の態様、疑わしいとの判断の要素等を可能な限り具体的に記入すること。記入欄に書ききれない場合は、別紙として続きを添付すること。
- 11 「ガイドライン番号」は、各行政庁が示した疑わしい取引の届出の参考事例(ガイドライン)における番号を記入すること。
- 12 「捜査機関等からの照会の有無」は、法第13条第1項に規定する検察官等からの照会の有無を記入すること。
- 13 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第3号 (第25条関係)

取引に関する事項				
継続的取引関係に関する事項				
継続的取引関係の有無の別		営業所・代理店等名称		
営業所・代理店等 〒所在地				
取引(口座等)種類		顧客(口座等)番号		
開始年月日		取引の申込み方法		
取引を行う目的				
疑わしい取引に関する事項				
重要取引				
当該取引の成立・未成立の別				
当該取引年月日				
当該取引の取扱店	特定事業者名称			
	営業所・販売店等名称			
当該取引に関する情報	営業所・販売店等 〒所在地			
	取引形態			
	業務内容			
	取引を行う目的			
	決済方法			
	取引金額			
	通貨単位			
	両替後の通貨単位			
	手形・証券、金地金等の動産の種類			
	手形・証券、金地金等の動産の数量			
	不動産の種類			
	不動産の地番			
	その他(登録簿)			
	預貯金口座・クレジットカード等を利用していた場合	個人・法人の別		
		フリガナ		
(親)仕向先の氏名(法人名)				
銀行、クレジットカード会社等の種類				
銀行、クレジットカード会社等の名称				
営業所・代理店等名称				
口座・クレジットカード等種類				
口座・クレジットカード等番号				
送金先(元)関係				
当該取引の際に使用した通称・異名等				
備考				

- 備考 1 届出書は、顧客等ごとに作成すること。ただし、預貯金口座等の継続的取引関係に係る名義を複数有している顧客等については、取引名義ごとに作成すること。
- 2 別記様式第2号に取引時確認に関する事項及び別記様式第3号に取引等に関する事項を記入して添付すること。取引時確認に関する事項については、本届出書を提出する際に確認している事項を記入すること。
- 3 全て西暦で記入すること。
- 4 「届出番号」の届出年は、届出年月日の届出年と一致させ、歴年で記入すること。また、届出番号は、毎年1月1日以降の最初のものを「1」とすること。
- 5 漢字表記の氏名(外国人の氏名を含む。)は、姓と名との間に間隔を置くこと。
- 6 外国人の氏名は、原則としてアルファベット表記で記入すること。アルファベット表記のほかに漢字表記もある場合は、アルファベット表記を「氏名(法人名)」に、漢字表記を「通称・異名等」に記入すること。この場合において、アルファベット表記は該当する漢字のまともりごとに間隔を置いて記入すること。
- 7 勤務先、性別、国籍、在留資格その他の事項については、取引の申込書の記載、本人確認書類の写し、窓口担当者からの聴取等を参考として、可能な限り記入すること。
- 8 「電話番号」は、住居、携帯電話、事務所等複数の連絡先がある場合には、全て記入すること。
- 9 「電子メールアドレス等」は、電子メールアドレスその他インターネット等を利用した連絡先に係る事項を記入すること。
- 10 「届出理由」欄は、取引の状況、顧客等の態様、疑わしいとの判断の要素等を可能な限り具体的に記入すること。記入欄に書ききれない場合は、別紙として続きを添付すること。
- 11 「ガイドライン番号」は、各行政庁が示した疑わしい取引の届出の参考事例(ガイドライン)における番号を記入すること。
- 12 「捜査機関等からの照会の有無」は、法第13条第1項に規定する検察官等からの照会の有無を記入すること。
- 13 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

-
- 14 「その他（特徴、詳細等）」は、宝石のカラット数・デザイン、外国の有価証券に関する特徴、会社の定款の詳細等を記入すること。
- 15 「預貯金口座・クレジットカードを利用して行われた場合」欄は、次のとおり記入すること。
- (1) 銀行等の場合、別記様式第1号の顧客等以外の（被）仕向先（送金先（元））を記入すること。
- (2) 銀行等以外の事業者（クレジットカード等の発行者を除く。）の場合、顧客等の利用した預貯金口座、クレジットカード等を記入すること。
- (3) クレジットカード等の発行者の場合、顧客等の利用した預貯金口座を記入すること。
- (4) 行政書士等、公認会計士等、税理士等の場合、対象特定代理等に係る行為又は手続に関する（被）仕向先（送金先（元））、預貯金口座、クレジットカード等を記入すること。
- 16 1から15までのほか、別記様式第1号の備考に記載のある事項については、この様式の作成についても同様とすること。

- 備考 1 預貯金口座その他の継続的取引関係に基づく個別の取引についてこの様式を作成する場合は、別記様式第2号を作成した口座等ごとに作成及び添付すること。
- 2 多数の取引等がある場合は、この様式を複数作成して添付すること。
- 3 多数の取引等について届け出る場合であって、取引記録等の写しを添付する場合は、主要な取引等を除き、当該写しに記載のある取引等については記入しないことができること。
- 4 「継続的取引関係に関する事項」欄は、預貯金その他の口座の開設、クレジットカード等の交付その他顧客等との継続的取引の開始（既に取り時確認を行っている顧客等としての取扱いの開始を含む。）をした際に記録した事項を記入すること。
- 5 「営業所・代理店等名称」は取引を開始した営業所、代理店等の名称を記入し、「営業所・代理店等所在地」は当該営業所、代理店等の住所を都道府県名から記入すること。
- 6 「取引（口座等）種類又は内容」は、証券、商品先物その他の取引の種別を記入すること。なお、預貯金契約の締結の場合は、普通口座、当座口座、決済用口座等の種別を記入すること。
- 7 「開始年月日」は、継続的取引の開始年月日を記入すること。
- 8 「取引の申込み方法」は、窓口、郵送、インターネット等の種別を記入すること。
- 9 「重要取引」欄は、重要な取引等に○印を記入すること。
- 10 「営業所・販売店等名称」は、個別の取引等を行った営業所、代理店、販売店、事務所等の名称を記入すること。クレジットカード等に係る取引の場合は、商品の販売、役務の提供等を行った事業者及び店舗の名称を記入すること。「営業所・販売店等所在地」は、当該営業所等の住所を都道府県名から記入すること。
- 11 「取引等形態」は、窓口、訪問、インターネット、ＡＴＭ等の種別を記入すること。
- 12 「決済方法」は、現金、口座振替、クレジットカード等その他の種別を記入すること。特定受任行為の代理等については、対象特定代理等に係る行為又は手続が財産に係るものである場合は、当該財産の処分に係る種別を記入すること。
- 13 「金額」は、金銭の場合はその額を記入すること。金銭以外の場合は、取引時点の（推定）時価換算額を記入すること。特定受任行為の代理等については、対象特定代理等に係る行為又は手続が財産に係るものである場合は、当該財産の価額を記入すること。

- (1) 銀行等の場合、別記様式第1号の顧客等以外の（被）仕向先（送金先（元））を記入すること。
- (2) 銀行等以外の事業者（クレジットカード等の発行者を除く。）の場合、顧客等の利用した預貯金口座、クレジットカード等を記入すること。
- (3) クレジットカード等の発行者の場合、顧客等の利用した預貯金口座を記入すること。
- 16 1から15までのほか、別記様式第1号の備考に記載のある事項については、この様式の作成についても同様とすること。

- 備考 1 預貯金口座その他の継続的取引関係に基づく個別の取引についてこの様式を作成する場合は、別記様式第2号を作成した口座等ごとに作成及び添付すること。
- 2 多数の取引等がある場合は、この様式を複数作成して添付すること。
- 3 多数の取引等について届け出る場合であって、取引記録等の写しを添付する場合は、主要な取引等を除き、当該写しに記載のある取引等については記入しないことができること。
- 4 「継続的取引関係に関する事項」欄は、預貯金その他の口座の開設、クレジットカード等の交付その他顧客等との継続的取引の開始（既に取り時確認を行っている顧客等としての取扱いの開始を含む。）をした際に記録した事項を記入すること。
- 5 「営業所・代理店等名称」は取引を開始した営業所、代理店等の名称を記入し、「営業所・代理店等所在地」は当該営業所、代理店等の住所を都道府県名から記入すること。
- 6 「取引（口座等）種類」は、証券、商品先物その他の取引の種別を記入すること。なお、預貯金契約の締結の場合は、普通口座、当座口座、決済用口座等の種別を記入すること。
- 7 「開始年月日」は、継続的取引の開始年月日を記入すること。
- 8 「取引の申込み方法」は、窓口、郵送、インターネット等の種別を記入すること。
- 9 「重要取引」欄は、重要な取引に○印を記入すること。
- 10 「営業所・販売店等名称」は、個別の取引等を行った営業所、代理店、販売店等の名称を記入すること。クレジットカード等に係る取引の場合は、商品の販売、役務の提供等を行った事業者及び店舗の名称を記入すること。「営業所・販売店等所在地」は、当該営業所等の住所を都道府県名から記入すること。
- 11 「取引形態」は、窓口、訪問、インターネット、ＡＴＭ等の種別を記入すること。
- 12 「決済方法」は、現金、口座振替、クレジットカード等その他の種別を記入すること。
- 13 「取引金額」は、金銭の場合はその額を記入すること。金銭以外の場合は、取引時点の（推定）時価換算額を記入すること。
- 14 「その他（特徴等）」は、宝石のカラット数・デザイン、外国の有価証券に関する特徴等を記入すること。
- 15 「預貯金口座・クレジットカードを利用して行われた場合」欄は、次のとおり記入すること。

備考
表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記様式第4号（第25条関係）
年 月 日
殿
事業者名
代表者名
所在地
部署・担当者
電話番号

電磁的記録媒体提出票
犯罪による収益の移転防止に関する法律（第8条第1項・第8条第2項）の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第25条第1項に規定する届出書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を次のとおり提出します。
電磁的記録媒体に記録されている顧客等の氏名又は名称

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第4号（第25条関係）
年 月 日
殿
事業者名
代表者名
所在地
部署・担当者
電話番号

電磁的記録媒体提出票
犯罪による収益の移転防止に関する法律第8条第1項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第25条第1項に規定する届出書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を次のとおり提出します。
電磁的記録媒体に記録されている顧客等の氏名又は名称

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

（疑わしい取引の届出における情報通信技術の活用に関する規則の一部改正）

第二条 疑わしい取引の届出における情報通信技術の活用に関する規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(申請等の指定) 第二条 この規則において、情報通信技術活用法第六条第一項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、<u>法第八条第一項又は第二項の規定による届出</u>（以下「<u>疑わしい取引の届出</u>」という。）とする。
改正前	(申請等の指定) 第二条 この規則において、情報通信技術活用法第六条第一項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、<u>法第八条第一項の規定による届出</u>（以下「<u>疑わしい取引の届出</u>」という。）とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この命令は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定（同号に規定する外国為替及び外国貿易法の目次等の改正規定並びに改正法附則第四条及び第五条の規定を除く。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（顧客等について既に確認を行っていることを確認する方法）

第二条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第二項、第三条第二項及び第四条第二項に規定する主務省令で定める方法については、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第十六条の規定を準用する。

（経過措置）

第三条 この命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、

当分の間、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。